

マイナンバー(個人番号)カードが保険証と一体化したらどうなる？

神奈川県保険医協会
事務局主幹 知念 哲

1. 政府の医療政策＝「医療費抑制と医療産業化」

①「社会保障・税の一体改革」、「経済・財政一体改革」

- ◇ 社会保障の基本を「自助（自己責任）」に。医療費の適正化（抑制）路線強化
- ◇ 医療提供体制の再編（地域の病床数削減、病院から在宅へ、地域包括ケア構築など）

②骨太の方針 2015／日本再興戦略 2015

- ◇ 今後5年間で1.9兆円の社会保障費削減（小泉内閣時代の1.1兆円を凌駕）
- ◇ 医療情報を活用した医療・健康分野の産業創出の推進

2. 医療情報について

①医療情報とは？

- ◇ 我々がよく使う「医療情報」＝「医療」に関する「個人情報」のこと
⇒個人情報の定義にあてはめると、「特定の個人の『医療』に関する情報を識別できるもののこと（文字化・データ化されたもの）」

②主な医療情報と保管・保有元

医療情報の種類	保管・保有先
カルテ（診療録）	医療機関
検査・画像診断データ	
レセプト（診療報酬請求明細書）	医療機関、支払基金・国保連、保険者、患者（国民）
<u>特定健診・特定保健指導、予防接種履歴</u>	
処方せん	医療機関、調剤薬局
診療報酬明細書	患者（国民）
お薬手帳	

- ◇ 現時点では、特定健診・特定保健指導・予防接種履歴が対象に決定（保健事業は行政事務という屁理屈）
- ◇ 今後、マイナンバーの対象となる可能性の高い医療情報は「レセプト」。患者の個人情報、医療機関名、保険情報、かかった医療費のほか、病名、治療内容の分かる診療報酬点数名、処方した薬名など、カルテに近い医療情報が記載（利用価値が高い）
- ◇ マイナンバーの社会保障分野での利用範囲は、①保険給付の支給、②保険料の徴収

一に関する事務。レセプトは診療報酬の請求明細の情報。マイナンバー法の趣旨に合致し、法改正なく対象となる可能性も（内閣官房社会保障改革担当室審議会、副政府 CIO 向井 治紀氏の見解）

3. 「医療費抑制と医療産業化」に資する医療情報の利活用（医療 IT 策）

①医療情報連携ネットワークの普及促進による医療の質の向上と効率化の実現

②医療等分野におけるビッグデータの利活用と政策等への反映

（実現への具体策）

- ◇ 自己の健康管理の推進（マイナポータルを活用した PHR *1）（個別・抑制）
- ◇ 医療等 ID での地域医療情報連携（EHR *2）（個別）
- ◇ 保険者による疾病予防、健康づくり、後発医薬品の使用、適切な受療行動の促進
⇒民間への事業委託→民間のヘルスケア産業へ

*1: Personal Health Record *2: Electric Health Record

- ◇ 医療費抑制策、保健事業立案（匿名化・ビッグデータ・給付抑制）
- ◇ 治験、臨床試験などの分析研究（匿名化・ビッグデータ・給付抑制）
- ◇ 民間企業によるヘルスケアビジネス等（匿名化・ビッグデータ・産業化）
⇒医療情報の匿名加工、第三者提供の「代理機関（仮称）」創設へ検討
⇒「改定個人情報保護法」で可能に

4. 個人番号カード（マイナンバーカード）と保険証の一元化（案）

①医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書（2015.12.10）

- ◇ 目的（情報連携のユースケース）
①医療保険のオンライン資格確認、②保険者間の健診データの連携、③医療機関・介護事業者等の連携、④研究分野（コホート研究、大規模な分析）、⑤ポータルサービス（PHR）、⑥全国がん登録
- ◇ 医療保険のオンライン資格確認の導入（2017年7月から）
- ◇ 医療情報連携（医療等 ID）の体系、普及への取組（2018年度から段階的に、2020年度より本格運用）

②カード一元化の狙い

- ◇ 医療情報の利活用のための基盤づくり（医療機関等のネットワーク化）
- ◇ カード普及（2019年末まで8,700万枚）、マイナンバーへの親和性の醸成
- ◇ 公的個人認証（電子証明書）の普及？
⇒2015.5.20 自民党「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）」の違和感

③マイナンバー、保険資格オンライン確認、医療等 ID の流れを俯瞰すると...

- ◇ 個人番号カード<個人番号・公的個人認証（電子証明書）>→J-LIS<住民票コード

→情報提供ネットワークシステム<政府共通ネットワーク>

- ◇ マイナンバーのインフラ（個人番号カード、ネットワーク）の活用は既定路線。マイナンバーと密接な関係性が構築

5. 問題点、論点の整理

①個人番号カードに公的個人認証（電子証明書）が収納されることの問題

- ◇ 本命はマイナンバーではなく公的個人認証？マイナンバーと個人番号カードは公的個人認証普及のためのインフラ？
- ◇ マイナンバー制度と公的個人認証は違う制度。個人番号カードに公的個人認証を記録する理由（住基カードの代替？マイナポータルログイン認証に必要？）

※根拠法：改定・公的個人認証法（2013.5.24 成立 番号関連 4 法の 1 つ）

3 条 4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体に記録するものとする。 ⇒記録媒体は個人番号カードでなくてもいい！

- ◇ 本来なら、「公的個人認証カード」なるものがあって、そこにマイナンバーの機能（個人番号カードの機能）を後付けするというほうが道理
- ◇ 日本医師会は保険資格のオンライン確認、医療情報連携の鍵として、公的個人認証ではなく「資格確認用番号（仮称）」（保険証の券面に記載）を使うことを提案

②医療情報の IT 化、医療情報連携

- ◇ 医療は憲法 25 条が保障する生存権の最たるもの。医療情報の機微性は政府・財界・国民での共有認識
- ◇ 要は「目的と使い方」の問題。患者（国民）の治療、健康、幸福に寄与する IT 化、情報連携は OK。医療費抑制・産業化の活用は NG

6. 運動の方向性等の提起

①個人番号カード普及の阻止

- ◇ 保険証の一元化やマイナンバー制度利活用推進ロードマップの裏企図・問題性の暴露と情報発信（民間利用含む各分野での検証）

②医療情報のなし崩し的な利活用拡大の阻止

- ◇ 医療情報は全てマイナンバーの対象外に（特定健診・保健指導・予防接種履歴の対象拡大は取り下げ、可能性の高いレセプトは断固阻止）
- ◇ 「医療費抑制と医療産業化」を目的とした医療情報の利活用の阻止。医療等 ID による情報連携は患者の生活圏に限定、治療・健康に直結した使用に限定すること